

令和4年度

山形県公共事業の評価に関する意見

令和 5年 1月

山形県公共事業評価監視委員会

令和4年度山形県公共事業の評価に関する意見

山形県公共事業評価監視委員会は、公共事業の一層の効率化を図るとともに、実施過程の透明性を確保するため、平成10年度に設置されて以来、25年間に渡って、幅広い観点から意見を述べてきた。

近年、全国各地で自然災害が激甚化・頻発化する中、本県でも令和4年8月の豪雨により置賜地方を中心に甚大な被害が発生するなど、県民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化の取組みは一層重要となっている。

さらに、質の高い社会資本ストックを将来に確実に引き継いでいくことが一層求められており、未来を見据えた施設整備に加え、既存施設の計画的な維持管理・更新を図っていくことが必要である。

このように、社会資本の整備は、安全・安心で豊かな県民生活の実現と、将来の成長の基盤となることから、戦略的かつ計画的に展開していくことが不可欠である。

当委員会では、今年度、審議を2回、現地調査を1回行い、令和4年8月の豪雨災害からの速やかな復旧へ取組むこと、公共事業の実施にあたっては、重点的、計画的に事業を推進すること、公共事業の必要性・重要性についてより一層の周知に努めること等の意見が出されたところである。

これらを踏まえ、令和4年度の公共事業の評価について、当委員会の意見を取りまとめたので提出する。

令和5年1月11日

山形県知事 吉村美栄子 殿

山形県公共事業評価監視委員会
委員長 下平裕之

I 個別事業に対する意見

1. 事前評価

下記 8 件の個別事業を審議したところ、事業実施が妥当である。

- (1) 港湾事業 酒田港外港地区
- (2) 道路改築事業 主要地方道大石田畑線 大石田工区
- (3) 防災減災事業 大堤地区
- (4) 農地整備事業 中大塚地区
- (5) 農地整備事業 井岡地区
- (6) 農地整備事業 袖浦北部地区
- (7) 農地整備事業 沼田寄込地区
- (8) かんがい排水事業 野沢地区

2. 事業中評価

下記 20 件の個別事業を審議したところ、継続が妥当である。

- (1) 街路整備事業 南陽都市計画道路 3・4・5 赤湯停車場線
- (2) 道路事業 (改築) 一般国道 458 号 金沢工区
- (3) 道路事業 (改築) (主) 新庄次年子村山線 堀内橋工区
- (4) 道路事業 (交通安全) (一) 十日町山形線 飯田工区
- (5) 道路事業 (交通安全) (一) 樽石基点線 長善寺工区
- (6) 河川改修事業 野呂川
- (7) 河川改修事業 荷口川(小見川)
- (8) 土砂災害対策事業 (砂防) 蔵王川
- (9) 土砂災害対策事業 (砂防) 若布沢
- (10) 土砂災害対策事業 (砂防) 押切川
- (11) 土砂災害対策事業 (砂防) 蟹足沢
- (12) 土砂災害対策事業 (砂防) 地の沢

- (13) 土砂災害対策事業 (砂防) 沢内川
- (14) 土砂災害対策事業 (砂防) 南沢
- (15) 土砂災害対策事業 (地すべり) 赤山
- (16) 土砂災害対策事業 (地すべり) 塩
- (17) 空港整備事業 庄内空港
- (18) 防災減災事業 飯坂地区
- (19) かんがい排水事業 広野地区
- (20) 農地整備事業 西郷名取地区

II 整備計画に対する意見

整備計画評価（事後評価）

下記 1 件の整備計画を審議したところ、事業効果の発現状況、目標の達成状況及び今後の方針は妥当である。

(1) 県民の生命と財産を守る港湾海岸津波対策（防災・安全）

Ⅲ 公共事業全般に関する意見

1. 本県において、令和2年に続き、令和4年8月の豪雨により甚大な被害が生じるなど、自然災害が激甚化、頻発化している。災害に強い施設の整備・保全、速やかな復旧・復興や再度災害防止等に向けたハード対策とともに、住民の災害に対する意識を高め迅速な避難等に繋がるソフト対策を一体的に推進すること。
2. 公共事業の実施にあたっては、重点的、計画的に事業を推進し、事業効果の早期発現に努めるとともに、まちづくりの観点も含め、地域の文化的背景や景観との調和にも十分配慮すること。
3. 公共事業の必要性・重要性について、広く県民の理解を深めるとともに、社会基盤整備に携わる技術者等の担い手確保に繋げるためにも、より一層の情報発信や周知に努めること。

令和4年度 山形県公共事業評価監視委員会委員名簿

役名	氏名	職名
委員長	しもだいら ひろゆき 下平 裕之	山形大学人文社会科学部 教授
委員	おおとも ゆきこ 大友 幸子	山形大学地域教育文化学部 教授
委員	くまがい ひろみ 熊谷 弘美	フリーライター
委員	とうやま ゆたか 藤山 豊	山形銀行 常務取締役
委員	とくなが よしゆき 徳永 幸之	宮城大学事業構想学群 教授
委員	ひぐち えか 樋口 恵佳	東北公益文科大学公益学部 准教授
委員	ほりかわ けいこ 堀川 敬子	逢いの蔵 共同代表
委員	やなぎや りえ 柳谷 理恵	ぱれっと新庄介護施設 代表取締役
委員	やまぐち さよこ 山口 紗世子	山口法律事務所 弁護士
委員	わたなべ かつら 渡部 桂	東北芸術工科大学デザイン工学部 教授

令和5年 1月 1日現在

【参 考】

令和4年度「山形県公共事業評価監視委員会」の開催状況

開催年月日	出席者	審議等の内容
第1回 R04. 8. 18(木) 13:30～ WEB会議 (山形県自治 会館602号室)	下平委員長 大友委員 熊谷委員 藤山委員 徳永委員 樋口委員 堀川委員 柳谷委員 山口委員 渡部委員	○事業中評価について審議 (20件) 全て事業継続が妥当
第2回 R04. 10. 14(金) 9:00～	大友委員 熊谷委員 藤山委員 樋口委員 堀川委員 山口委員 渡部委員	○現地調査を実施 令和4年8月の豪雨災害関連箇所 (1)街路整備事業 3・4・5赤湯停車場線 () は、事業中評価の整理番号
第3回 R04. 11. 28(月) 14:30～ WEB会議 (県庁1201 会議室)	下平委員長 大友委員 熊谷委員 藤山委員 徳永委員 樋口委員 堀川委員 柳谷委員 山口委員 渡部委員	○事前評価について審議 (8件) ○整備計画の事後評価についての審議 (1件) ○公共事業評価に関する意見のとりまとめ

山形県公共事業評価実施要綱

(名 称)

第1条 この要綱は、山形県公共事業評価実施要綱（以下「実施要綱」という。）と称する。

(目 的)

第2条 公共事業評価（以下「評価」という。）は、山形県において実施する公共事業の一層の効率化及び重点化を図るとともに、その採択から実施に至る過程の透明性の確保を目的とする。

(評価の実施方法)

第3条 評価の実施方法については、評価を実施する各部局の公共事業評価実施要領（以下「実施要領」という。）で定める。

(対象の事業及び整備計画)

第4条 評価の対象は、各部局において実施する公共事業で、県が事業主体となるもの（維持管理に係る事業を除く。）及び交付金の整備計画（社会資本総合整備計画、農山漁村地域整備計画、農山漁村地域自主戦略整備計画等、以下「整備計画」という。）とし、各部局の実施要領で定める。

(実施体制)

第5条 評価を実施する部局は、評価対象の事業及び整備計画を選定し、その方針を決定するため「公共事業評価検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(客観性及び透明性の確保)

第6条 県は、評価の実施に際して、客観性及び透明性を確保するために、次の方策を講じる。

(1) 山形県公共事業評価監視委員会の設置

評価を実施するに当たり、第三者からの意見を聴き、尊重する仕組みを導入するため、「山形県公共事業評価監視委員会」（以下「監視委員会」という。）を設置する。

(2) 監視委員会からの意見の聴取

各部局の実施要領で定めた事項については、監視委員会の意見を聞かなければならない。

(3) 監視委員会の意見の提出

監視委員会は、(2)で提出された事項の必要性・効果等を客観的に審査し、今後の事業の執行、整備計画、及び評価制度について、知事あて意見を提出するものとする。

(4) 評価結果等の公表

評価結果・対応方針等は、結論に至った時点において、その経緯・評価の根拠とともに公表する。

(5) 監視委員会は、公開を原則とする。

(対応方針の決定)

第7条 知事は、監視委員会からの意見の提出があった事項については、その意見を尊重し対応方針を決定するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年10月 6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 3月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

山形県公共事業評価監視委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、山形県公共事業評価実施要綱（以下「要綱」という。）第6条(1)の規定により設置する山形県公共事業評価監視委員会（以下「監視委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所 掌)

第2条 監視委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第6条(2)に基づく知事あての意見の提出
- (2) 市町村が実施する事業の事業評価に関し、当該市町村長から依頼があった場合の審査及び当該市町村長への意見の提出

(組 織)

第3条 監視委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、地域の実情をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 監視委員会に委員長を置き、委員の互選によって決定する。

- 2 委員長は、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 監視委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の

決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

6 会議で用いた資料等の取扱いについては、監視委員会が決定する。

(庶務)

第6条 監視委員会の庶務は、県土整備部管理課及び農林水産部農村整備課において所管する。

(その他)

第7条 この要領に規定するもののほか、監視委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が監視委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成10年10月 6日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 3月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。